

令和3年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

1. 環境に関わる人づくり

(1) 学校等での環境教育の推進

- ① 専門的な知識や豊富な経験のあるアドバイザーの派遣
- ② 未就学児及び保護者を対象とした体験活動を通じた学びの支援
- ③ 小中学校・高等学校・特別支援学校における地域の教育資源（ひと・もの・こと）を生かした実践的な学習の推進
- ⑤ 教育におけるICT活用などの実践支援（授業で活用可能なデータの提供）

(1) 事業目的

多くの県民に環境問題に関心を持ってもらい、自ら考え、課題や展望を見出し、具体的な行動に結びつけてもらうため、学校等において発達の段階に応じた環境教育を推進します。併せて、家庭における家族への波及も促進します。

(2) 取組状況

① しまね環境アドバイザー制度【環境政策課】★1

環境の専門家を「しまね環境アドバイザー」※1として登録し、県内の学校や子供会、自治会、婦人会、企業等で行われる学習会やイベント等に派遣しました。

令和2年度 しまね環境アドバイザー 23名

派遣件数 学校 31件 自治会等 3件

② しまね出前講座【環境政策課】★1

環境学習の一環として、次の出前講座を実施しました。

ア 宍道湖・中海環境出前講座「宍道湖・中海の水環境を考える」

身近な河川や湖の水環境の現状を話し合い、自分達にできる水質保全対策について考えました。

令和2年度受講実績 学校 18校 参加児童・生徒数 781名

イ 下水道出前講座「下水道ってな～に？」

家庭での生活排水対策の意識向上を目的として下水道のしくみや役割を実験などによりわかりやすく解説しました。

令和2年度受講実績 学校 30校 参加児童・生徒数 1,012名

③ 親子で取り組む環境活動促進事業【環境政策課】

幼・保育園児等の未就学児や小学校の児童とその保護者に対して、親子で簡単に取り組める環境配慮行動を紹介し、環境問題への関心を高めました。

ア 親子で取り組むミニエコ講座の開催

地球温暖化に関する絵本の読み聞かせや、マイバックを作るワークショップ等を実施しました。

令和2年度実施園数： 36 園

イ しまねっこチャレンジ

親子で簡単に取り組めるワークシートを配布・回収し、家庭における省エネ行動を促しました。

令和2年度実施園数： 59 園

ウ 夏休み省エネチャレンジシート

小学校4年生とその保護者に対して、親子で環境配慮行動を体験するワークシート制作支援等を実施しました。

令和2年度実施学校数

松江市内小学校： 32校／34校

浜田市内小学校： 15校／16校

④ 小・中学校の取組は資料編：1のとおりです。【教育指導課】

⑤ 県立学校の取組は資料編：2のとおりです。【教育指導課】

⑥ みんなで調べる宍道湖・中海流入河川調査【環境政策課】★2

宍道湖・中海の水質に関する理解を深め、水質浄化活動の推進を図るために、小中学生を対象とした宍道湖・中海の流入河川調査を行っており、37団体、1,266名の児童・生徒が参加しました。

⑦ 学校における3R・適正処理学習支援事業【環境政策課】

子どもたちがリサイクルに取り組む企業等に出向き、循環型社会について理解を深める学習に対して、経費の支援等を実施しました。

令和2年度実施校数 23校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

(3) 参考情報

① しまね環境アドバイザー派遣実績

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/kyoiku_gakushu/kankyo_adviser.html

② みんなで調べる宍道湖・中海流入河川調査

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/shinjiko_nakaumi/ryunyukasen/

③ 学校における3R・適正処理学習支援事業実施学校

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/kyoiku_gakushu/school3r.html

★1は、第5章－第1節－(2)－①の「(2)取組状況」①②と同内容です。

★2は、第1章－第3節－(2)－④、第5章－第1節－(1)－④の「(2)取組状況」②と同内容です。

《用語解説》

※1 環境アドバイザー

県内の学校、自治会、企業等が自主的に行う環境問題に関する学習会等へ派遣する講師として、知事が委嘱した者。環境に関する広範囲かつ専門的な知識や豊富な経験を有する。

令和3年版環境白書

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課 教育指導課	0852-22-6379

令和3年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

1. 環境に関わる人づくり

(1) 学校等での環境教育の推進

④ 学校における環境保全活動の推進・顕彰

(1) 事業目的

学校における環境保全活動を推進するために取組を実施しています。

また、様々な環境保全に関し、特に顕著な功績のあった学校（団体）の表彰やモデル校の指定等、優れた取組を広く紹介します。

(2) 取組状況

① しまね出前講座の活用【環境政策課】★1

各学校では、県が実施している「しまね出前講座」（県民の要望に応じて県及び市町村職員が出向いて話や意見交換を行う）を活用した環境学習も行われています。

宍道湖・中海環境出前講座「宍道湖・中海の水環境を考える」では、身近な河川や湖の水環境の現状を話し合い、自分達にできる水質保全対策について一緒に考えてもらっており、18団体、781名の児童・生徒が受講しました。

② みんなで調べる宍道湖・中海流入河川調査【環境政策課】★2

宍道湖・中海の水質に関する理解を深め、水質浄化活動の推進を図るため、小中学生を対象とした宍道湖・中海の流入河川調査を行っており、37団体、1,266名の児童・生徒が参加しました。

③ 令和2年度における各種受賞校及び、モデル校は資料編：表1のとおりです。【環境政策課、農林水産総務課鳥獣対策室、林業課】

(3) 参考情報

みんなで調べる宍道湖・中海流入河川調査

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/shinjiko_nakaumi/ryunyukasen/

★1は、第5章－第1節－（1）－①の「(2)取組の状況」②と同内容です。

★2は、第1章－第3節－（2）－④の「(2)取組の状況」②、第5章－第1節－（1）－①の「(2)取組の状況」⑥と同内容です。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
（主）環境政策課 農林水産総務課鳥獣対策室 林業課	0852-22-6379

令和3年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

1. 環境に関わる人づくり

(2) 地域等での環境学習の支援

- ① 専門的な知識や豊富な経験のあるアドバイザーの派遣
- ② 自治会や公民館など地域における環境学習の支援
- ③ 事業者が行う環境学習（社内研修）の支援

(1) 事業目的

多くの県民に環境問題に関心を持ってもらい、自ら考え、課題や展望を見出し、具体的な行動に結びつけてもらうため、地域で行う環境学習や、事業者が行う社内研修などの取組を支援します。

(2) 取組状況

① しまね環境アドバイザー制度★1

環境の専門家を「しまね環境アドバイザー」※1として登録し、県内の学校や子供会、自治会、婦人会、企業等で行われる学習会やイベント等に派遣しました。

令和2年度 しまね環境アドバイザー 23名

派遣件数 学校 31件 自治会等 3件

② しまね出前講座★1

環境学習の一環として、次の出前講座を実施しました。

ア 宍道湖・中海環境出前講座「宍道湖・中海の水環境を考える」

身近な河川や湖の水環境の現状を話し合い、自分達にできる水質保全対策について考えました。

令和2年度受講実績 学校 18校 参加児童・生徒数 781名

イ 下水道出前講座「下水道ってな～に？」

家庭での生活排水対策の意識向上を目的として下水道のしくみや役割を実験などによりわかりやすく解説しました。

令和2年度受講実績 学校 30校 参加児童・生徒数 1,012名

島根県地球温暖化対策協議会事業者部会の事業等により、以下の取組を行いました。

③ エコアクション21 認証取得事業者への支援★2

環境マネジメントシステム「エコアクション21」※2の認証を取得した企業及び今後取得を目指す企業に向けた、SDGsをテーマとした研修・交流会を開催しました。

④ しまねストップ温暖化宣言事業者への支援★2

県内の事業所に従事する社員、従業員が環境問題に取り組むため、SDGsを通して環境問題を学ぶことを目的とした社内研修の実施支援を行いました。

(3) 参考情報

① しまね環境アドバイザー派遣実績

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/kyoiku_gakushu/kankyoadviser.html

② 島根県地球温暖化対策協議会 事業者部会 ホームページ（外部サイト）

<https://www.crosstalk.or.jp/stopondanka/>

★1は、第5章－第1節－(1)－①の「(2)取組状況」①②と同内容です。

★2は、第5章－第2節－(1)－④の「(2)取組状況」②⑥と同内容です。

《用語解説》

※1 環境アドバイザー

県内の学校、自治会、企業等が自主的に行う環境問題に関する学習会等へ派遣する講師として、知事が委嘱した者。
環境に関する広範囲かつ専門的な知識や豊富な経験を有する。

※2 環境マネジメントシステム

事業者等が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境方針や環境目標等を設定し、これらの達成に向けて構築した組織体制、計画活動、責任、業務、手順等のシステムのこと。この国際規格として国際標準化機構（ISO）が定めたIS014001がある。エコアクション21は、IS014001規格を参考に、事業者がより取り組みやすくなるよう環境省が定めた日本独自の制度である。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和3年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

1. 環境に関わる人づくり

(3) 県民等の主体的な取組の推進

① 環境活動に取り組む県内の高校生・学生などとの連携

(1) 事業目的

環境に配慮した持続可能な社会づくりに向けて、若年層による普及啓発効果や環境に関わる多様な年代の連携・交流を目指し、環境保全活動等に取り組む県内の大学のサークル等の活動を支援します。

(2) 取組状況

① しまエコユースサポートーズ

大学のサークル等、環境ボランティアを実践する団体の登録制度「しまエコユースサポートーズ」を運用し、登録サークルに対する支援を行うとともに、活動内容についてSNS等で発信しました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和3年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

1. 環境に関わる人づくり

(3) 県民等の主体的な取組の推進

② 自然保護の担い手の確保・育成（自然保護レンジャーなど）

(1) 事業目的

島根県自然保護レンジャー制度などを推進し、県民と連携・協働しながら、自然保護活動、自然公園等の美化や適正な利用を促進します。

(2) 取組状況

① 自然保護レンジャー制度

県内の自然公園等（国立・国定・県立自然公園、中国自然歩道、自然環境保全地域）においてボランティアとして動植物の保護、野外活動の指導及び情報提供などの活動に従事できる方150名を第19期島根県自然保護レンジャーとして委嘱（任期2年：令和2年度～令和3年度）し、その協力を得て自然保護の推進を図りました。

② 自然公園等ボランティア整備

ボランティア団体や地域団体などの県民との協働事業により、自然保護の普及・啓発や自然公園等の整備を行っています。ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大のため中止となりました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
（主）自然環境課	0852-22-6377

令和3年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

1. 環境に関わる人づくり

(3) 県民等の主体的な取組の推進

③ 自然解説や自然保護を行う人材・団体等の育成（自然観察指導員など）

(1) 事業目的

島根県観察指導員講習会など人材育成及びスキルアップ研修を実施し、自然観察や自然保護を行う人材等を育成します。

(2) 取組状況

① 自然観察ガイド研修会

地域に根ざした自然観察会を開催する指導者の人材育成を目的に、県内各地で開催しています。ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大のため中止となりました。

なお、県内の自然公園等（国立・国定・県立自然公園、中国自然歩道、自然環境保全地域）においてボランティアとして自然観察会の実施や保護活動を行う人材の育成を目的に、令和3年度には、5年ぶりに日本自然保護協会（NACS-J）と共に島根県自然観察指導員講習会を開催する予定です。

② 自然保護レンジャー研修会（主に新任者）

令和2年度新たに任命された自然保護レンジャーを中心に、救急救命法のほか自然公園や中国自然歩道の概要、レンジャー制度など基礎的な内容に関する研修会を行いました。

また、船通山へ登りながら実際に現地を見ることで実際の活動の際に役立つ知識の習得を目指しました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
（主）自然環境課	0852-22-6377

令和3年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

1. 環境に関わる人づくり

(3) 県民等の主体的な取組の推進

④ 島根県地球温暖化防止活動推進員など、地域リーダーの育成・活動支援

(1) 事業目的

地球温暖化をはじめとした環境問題に対して、県民の主体的な取組を推進するため、地域で啓発等を行うリーダーを育成し、活動を支援します。

(2) 取組状況

環境にやさしい持続可能な地域を担う人づくりとして、島根県地球温暖化防止活動推進員※1と連携した温暖化防止活動を企画・実施するとともに、推進員の個人活動に対する支援や、推進員のスキルアップを目指す研修を行いました。（令和2年度は推進員委嘱の更新年度であり、再任・新規合わせて37名に委嘱）

環境ボランティア「しまエコユースサポートーズ」、「しまねエコライフサポートー」※2や、NPO等の地域活動団体の主体的な活動を支援するとともに、研修会を開催して互いに連携・交流する活動を促進しました。

(3) 参考情報

島根県地球温暖化防止活動推進員（県HP）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/datsutanso/volunteer/suisinin.html>

《用語解説》

※1 島根県地球温暖化防止活動推進員

地域における地球温暖化対策の推進に関する活動を行う者として、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」に基づき、知事が委嘱した者。島根県においては、「しまねエコライフサポートー」登録者のうち、研修を受講した方や、環境問題への一定の知識を持ち温暖化対策に積極的に取り組む民間の方に委嘱している。募集は隔年。

※2 しまねエコライフサポートー

環境に配慮した持続可能な社会づくり）を目指し、島根県内に在住で、ボランティアで環境保全活動等に取り組む方を登録する制度。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
（主）環境政策課	0852-22-6379

令和3年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

1. 環境に関わる人づくり

(3) 県民等の主体的な取組の推進

⑤ 環境活動に取り組む各種団体やNPOなどへの支援・連携

(1) 事業目的

島根県内で自然や環境に関わる各種団体やNPO法人などによる、環境保全・地球温暖化対策を目的とした活動を支援するため、以下の事業を実施します。

(2) 取組状況

① 環境保全活動助成金の交付

県内のNPO法人やボランティア団体が行う自主的な環境保全活動に対して、資金の一部を助成しました。

令和2年度助成件数 7件

② 人材育成・環境学習プログラムの協働実施

地域や団体のニーズに合わせた環境保全の取組を推進するために、団体や法人、学生などと協働して、防災や再生可能エネルギーの活用、SDGsの取組などについて、ワークショップによる意見交換、講演会、環境学習などを実施しました。また、イベントなどにおける教材展示など多様な活動の企画、運営、支援等を行いました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和3年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

1. 環境に関わる人づくり

(3) 県民等の主体的な取組の推進

⑥ 環境活動に取り組む事業者との連携

(1) 事業目的

環境活動に取り組む店舗と連携し、環境に配慮した消費行動を促進します。

(2) 取組状況

① 環境にやさしい消費行動への転換促進（しまエコショップ※1）★

省エネ・省資源や環境配慮型経営等に取り組む店舗を消費者が選択できるよう、ウェブサイトの活用やキャンペーンの実施により、登録店舗と連携した情報発信を行いました。（令和2年度登録数 601店舗）

「しまエコショップでエコしよ！」キャンペーン

期間：令和3年2月1日～2月28日

参加店舗：92店舗

(3) 参考情報

しまエコショップWEBサイト

<https://shop.shima-eco.net/>

★は、第3章－第1節－(3)－①の「(2)取組状況」③、第5章－第2節－(1)－⑤の「(2)取組状況」①と同内容です。

《用語解説》

※1 しまエコショップ

環境配慮に関する取組が一定の基準を満たしているとして、「しまエコショップ登録制度」に基づき島根県が登録した店舗。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和3年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

2. 社会全体での取組の推進

(1) 環境に配慮した行動の促進

① 国等と連携・協調した普及啓発・活動推進（地球温暖化対策、循環型社会形成）

(1) 事業目的

環境問題の解決に向けた環境政策の必要性や効果について、理解を深めていただき、環境政策や環境保全活動への参加を広げていくことを目指します。 環境基本法に定められている、6月5日の「環境の日」を中心とする6月の一か月を「環境月間」として、各方面に呼びかけ、その御協力を得て「環境の日」及び「環境月間」の趣旨にふさわしい各種の取組を実施しました。

(2) 取組状況

① クールビズ（5月1日から10月31日）

冷房時の室温を28℃にしても快適に仕事ができるクールビズを呼びかけました。

② 令和2年度廃棄物適正処理対策推進事業 第1回合同パトロール（6月3日、4日）

県内5か所（保健所）を中心に市町村他各関係機関の協力を得て、不法投棄の発見と防止並びに適正処理を県民に呼びかけ、広報・啓発活動を展開しました。

③ CO2削減/ライトダウンキャンペーン（6月21日から7月7日）

6月21日から7月7日までの間、ライトアップ施設や家庭の照明の消灯を呼びかけます。また、6月21日（夏至）と7月7日（クールアース・デー、七夕）を特別実施日として、両日の夜8時から10時までの2時間、一斉消灯を呼びかけました。

(3) 参考情報

環境政策課HP

<https://www.pref.shimane.lg.jp/kankyo/>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課(主)	0852-22-6379

令和3年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

2. 社会全体での取組の推進

(1) 環境に配慮した行動の促進

- ② 効果的な環境活動プロモーション(SNSなどとの連携、環境省や経済産業省のPRサイトも活用したポータルサイトの充実)

(1) 事業目的

環境に関する情報へのアクセスを容易にするため、SNSやホームページを使った情報発信を実施。

(2) 取組状況

① ポータルサイトの充実

ア ホームページを更新し、環境政策に関連した情報発信を実施

ページビュー数 29, 677

イ Facebookに投稿し、SNSを利用した環境活動プロモーションの実施

② 特設ウェブサイトの運営

ア しまエコショップWEBサイト

R2年度アクセス数 ユーザー数 5,620 ページビュー数 9,839

イ しまねグリーン製品WEBサイト

R3年3月末開設

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課(主)	0852-22-6379

令和3年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

2. 社会全体での取組の推進

(1) 環境に配慮した行動の促進

- ③ 省エネ・省資源効果を「見える化」する診断ツール等の活用促進

(1) 事業目的

環境にやさしいライフスタイルへの転換を目指し、省エネ・省資源効果を「見える化」して、家庭における地球温暖化防止に向けた取組を推進します。

(2) 取組状況

① 家庭エコ診断（うちエコ診断※1）の実施★

環境省が進める「うちエコ診断」を用いて 対面型の診断を実施し、省エネ性能の高い家電の導入を推奨するなど、より具体的な家庭における温暖化防止の取組を推進しました。（県内のうちエコ診断実施機関による診断件数：63件）

(3) 参考情報

① うちエコ診断公式ホームページ（外部サイト）

<https://www.uchieco-shindan.jp/>

② うちエコ診断Web サービス（外部サイト）

<https://webapp.uchieco-shindan.jp/>

★は、第3章－第1節－(3)－①の「(2)取組状況」①と同内容です。

《用語解説》

※1 うちエコ診断

家電製品や自家用車などから家庭から生じるエネルギー消費について専用ソフトを用いて計算し、地域性、ライフスタイルに合わせて二酸化炭素排出量や光熱費の削減に効果的な対策を具体的に提案する診断事業。環境省が所管している

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課（主）	0852-22-6379

令和3年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

2. 社会全体での取組の推進

(1) 環境に配慮した行動の促進

④ 環境配慮型経営の促進（研修会、経営相談など）

(1) 事業目的

エネルギーの効率的な利用による経費削減や、施設の特徴に応じた省エネルギー対策など、経営コストの削減にもつながる省エネの理解を促進し、環境配慮型経営に取り組む事業者を拡大します。

(2) 取組状況

島根県地球温暖化対策協議会事業者部会の事業等により、以下の取組を行いました。

① しまねストップ温暖化宣言事業者の登録★1

省エネ等の目標を独自に設定した事業者を登録しました。（登録事業者数：3,770事業者）

② しまねストップ温暖化宣言事業者への支援★2

県内の事業所に従事する社員、従業員が環境問題に取り組むため、SDGsを通して環境問題を学ぶことを目的とした社内研修の実施支援を行いました。

③ エコ経営相談の実施★1

事業者の環境に関する相談に対する助言を行いました。（相談数：270件）

④ エコアドバイザーの派遣★1

事業所設備の省エネ診断等を実施しました。（派遣数：10事業者、延べ派遣件数24件）

⑤ エコアクション21認証取得の支援★1

環境マネジメントシステム※1「エコアクション21」の認証取得を促進するために、研修会等を開催しました。（補助件数：1件）

島根県地球温暖化対策協議会事業者部会の事業等により、以下の取組を行いました。

⑥ エコアクション21認証取得事業者への支援★2

環境マネジメントシステム「エコアクション21」※1の認証を取得した企業及び今後取得を目指す企業に向けた、SDGsをテーマとした研修・交流会を開催しました。

※数値はいずれも令和2年度末

(3) 参考情報

島根県地球温暖化対策協議会 事業者部会 ホームページ

<https://www.crosstalk.or.jp/stopondanka/>

★1は、第3章－第1節－(2)－①②③④の「(2)取組状況」①～④、第5章－第3節－(1)－②の「(2)取組状況」②と同内容です。

★2は、第5章－第1節－(2)－③の「(2)取組状況」③④と同内容です。

《用語解説》

※1 環境マネジメントシステム

事業者等が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境方針や環境目標等を設定し、これらの達成に向けて構築した組織体制、計画活動、責任、業務、手順等のシステムのこと。この国際規格として国際標準化機構（ISO）が定めたIS014001がある。エコアクション21は、IS014001規格を参考に、事業者がより取り組みやすくなるよう環境省が定めた日本独自の制度である。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課(主)	0852-22-6379

令和3年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

2. 社会全体での取組の推進

(1) 環境に配慮した行動の促進

⑤ 事業者の取組についての消費者等の理解促進

(1) 事業目的

環境活動に取り組む店舗と連携し、環境に配慮した消費行動を促進します。

(2) 取組状況

① 環境にやさしい消費行動への転換促進（しまエコショップ※1）★

省エネ・省資源や環境配慮型経営等に取り組む店舗を消費者が選択できるよう、ウェブサイトの活用やキャンペーンの実施により、登録店舗と連携した情報発信を行いました。（令和2年度登録数 601店舗）

「しまエコショップでエコしよ！」キャンペーン

期間：令和3年2月1日～2月28日

参加店舗：92店舗

(3) 参考情報

しまエコショップWEBサイト

<https://shop.shima.eco.net/>

★は、第3章－第1節－(3)－①の「(2)取組状況」③、第5章－第1節－(3)－⑥の「(2)取組状況」①と同内容です。

《用語解説》

※1 しまエコショップ

環境配慮に関する取組が一定の基準を満たしているとして、「しまエコショップ登録制度」に基づき島根県が登録した店舗。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和3年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

2. 社会全体での取組の推進

(2) オール島根での取組の推進

- ① 「しまねエコライフ推進会議」における官民の取組の共有・連携
- ③ 市町村の取組への支援（担当職員研修会、事例提供）

(1) 事業目的

世界的な環境に関わる潮流が県内全体での環境活動の実践につながるよう、社会全体で環境問題を取り組むための仕組みとして、事業者・関係団体・市町村などで構成する「しまねエコライフ推進会議」を設置しています。

また県内の市町村に温暖化対策等の先進事例の情報や研修機会を提供し、活動を支援します。

(2) 取組状況

① 島根県地球温暖化対策推進会議の開催

島根県地球温暖化対策実行計画（～R2年度）に基づき、温暖化対策の進行管理を行うため、島根県地球温暖化対策推進会議（島根県地球温暖化対策協議会）を開催しました。

② しまねエコライフ推進会議の設立準備

「島根県環境総合計画」に基づき、温暖化対策に加えて循環型社会の実現など多様な環境課題を取り組むため、新たに設立する「しまねエコライフ推進会議」の設置要綱などの策定を行いました。

③ 市町村の取組への支援

市町村及び一部事務組合などの環境担当職員を対象として、最新の環境問題について学ぶための研修を実施。「SDGs」や「ゼロカーボン」をテーマに、リモートによる講義を行いました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
（主）環境政策課	0852-22-6379

令和3年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

2. 社会全体での取組の推進

(2) オール島根での取組の推進

② 環境をとりまく情報の「見える化」の促進

(1) 事業目的

次の①～③の観点から、実際の「行動」に結びつくような環境をとりまく情報の「見える化」を促進する。

- ① 課題の見える化（問題の所在、それぞれで対応できることの明確化）
- ② 目標の見える化（日頃の生活や経営で取り組める具体例による提示）
- ③ 成果の見える化（数値的な緻密さより、方向性が分かることを重視）

(2) 取組状況

この計画に掲げた施策を全庁で推進するため、各部局の各課を総括する主管課長で構成する「環境管理委員会」において緊密な連携や施策の調整等を行いながら、総合的・効果的な推進を図ります。

施策ごとに評価指標（KPI）を設定し、進捗管理を行います。進捗状況や評価結果については、「島根県環境審議会」に報告し、意見等を取組の改善に活かします。

環境の状況、環境の保全に関して県が講じた措置等について、島根県環境基本条例第8条に基づき、「島根県環境白書」としてとりまとめ、毎年、公表します。

(3) 参考情報

島根県環境白書

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/kankyo_sougou/kankyo_hakusyo/hakusyo.html

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課(主)	0852-22-6379

令和3年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

3. 環境を活かした地域づくり

(1) 自治体や企業の取組支援

- ① 地域資源を活用した経済循環の促進（市町村・経済団体への情報提供、研修会の開催など）
- ② 企業のCSR（社会貢献）活動やESG投資の促進

(1) 事業目的

企業のCSR（社会貢献）活動等の促進や、再生可能エネルギーの普及を図り、豊かな地域資源を活かした持続可能な地域づくりを推進します。

(2) 取組状況

① 自立的な分散型エネルギーシステム構築セミナー【地域政策課】

エネルギーを通じた地域内経済の好循環を目指し、自立的な分散型エネルギーシステム構築への機運を高めるため、地域新電力会社の取組等を紹介する、市町村、民間事業者向けのセミナーを開催しました。

・実績：3会場（雲南市、江津市、隠岐の島町）

② エコ活動実践団体の募集【環境政策課】

企業や民間団体の環境活動を支援するため、海ごみゼロウイーク・環境月間において環境への取組を行う「エコ活動実践団体」の募集を行い、取組の内容をホームページ等で広報しています。
(令和元年度より実施。令和2年度はコロナ禍のため募集を中止)

③ 県内事業者におけるSDGsや省エネなどの事業の推進【環境政策課】

島根県地球温暖化対策協議会事業者部会や商工団体などを通じて、県内の事業者におけるSDGs・省エネなどの事業を推進するための支援を行いました。

ア しまねストップ温暖化宣言事業者の登録★

省エネ等の目標を独自に設定した事業者を登録しました。（登録事業者数：3,770事業者）

イ エコ経営相談の実施★

事業者の環境に関する相談に対する助言を行いました。（相談数：270件）

ウ エコアドバイザーの派遣★

事業所設備の省エネ診断等を実施しました。（派遣数：10事業者、延べ派遣件数24件）

エ エコアクション21認証取得の支援★

環境マネジメントシステム※1 「エコアクション21」の認証取得を促進するために、研修会等を開催しました。（補助件数：1件）

※数値はいずれも令和2年度末

(3) 参考情報

① 再生可能エネルギーの利活用情報

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/energy/energy/saisei/>

② しまエコ活動実践団体の募集について（県HP）

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo_sougou/shimaeco_jissen/cleanup.html

★は、第3章－第1節－(2)－①②③④の「(2)取組状況」①②③④、第5章－第2節－(1)－④の「(2)取組状況」①③④⑤と同内容です。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課 地域政策課	0852-22-6379

令和3年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

3. 環境を活かした地域づくり

(1) 自治体や企業の取組支援

③ 循環型社会などを目指した環境対策ビジネスの促進（技術支援、融資制度など）

(1) 事業目的

産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量を促進し、これによって産業廃棄物の循環的な利用に関する産業の活性化を図ることを目的に、県内事業者等が行う研究開発を支援するとともに、島根県産業技術センター等の公設試験研究機関においてその技術に関する基礎研究を行い、県内事業者等の活動を支援しています。★

また、事業活動に伴う公害を防止し、環境への負荷を低減することは事業者にとっての責務ではありますが、この設備投資は生産性を高めるものが少ない非収益性投資であるため、特に資力が少ない中小企業者にとっては、これらの設備の設置が難しい場合が多いと考えられます。そのため県では、低利な融資制度として、「まち・ひと・しごと創生資金（環境対応枠）」等を設け環境保全施設の整備促進を図っています。

(2) 取組状況

① 資源循環型技術補助事業【産業振興課】★

令和2年度において、以下のとおり県内事業者等が行う研究開発を支援しました。

- ・メッキ廃液の有効利活用技術：EMC対応溶射皮膜法の開発（令和元年度より継続）
- ・粘土原料の水分制御による廃棄瓦の発生抑制
- ・リグノフェノール製造により排出される硫酸廃液のリサイクルプロセスに向けた可能性調査
- ・二軸高速・高压押出処理を施した酒粕、酒造白糠で製麹した麹の製造法の研究

② 資源循環型技術基礎研究実施事業【産業振興課】★

令和2年度において、以下のとおり公設試験研究機関において基礎研究が行われました。

- ・農水産物残渣の利活用に関する研究
- ・食品製造で生じる廃棄物の減量化及び高度利用
- ・陰イオン吸着材の最適化による鉱さい中のフッ素の固定化
- ・フライアッシュ・瓦等の有効利用に関する研究
- ・農産未利用資源および食品製造副産物の活用技術開発

② まち・ひと・しごと創生資金（環境対応枠）は、令和2年度は利用がありませんでした。【中小企業課】

(3) 参考情報

島根県まち・ひと・しごと創生資金

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/yuushi/kankyou.html>

★は、第4章—第1節—(3)—①と同内容です。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 産業振興課 中小企業課	0852-22-6019

令和3年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

3. 環境を活かした地域づくり

(2) 豊かな自然環境を活用した地域づくり

① 豊かな自然を活用した地域振興や観光振興 [第1章－2参照]

(1) 事業目的

豊かな自然環境を活用し、地域振興や観光振興を実施することにより、持続可能な地域づくりを推進します。

(2) 取組状況

① 自然公園の魅力アップ事業

自然保護活動や自然観察会などに取り組む団体に対して、簡易な環境整備等を委託し、今後の県内自然公園等への誘客を図りました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-5347

令和3年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

3. 環境を活かした地域づくり

(2) 豊かな自然環境を活用した地域づくり

② 森・里・川・海の多面的機能の維持と、地域資源としての活用 [第1章－3参照]

(1) 事業目的

人口減少が進む中、森・里・川・海の多面的機能の維持と地域資源の活用を行い、持続可能な地域づくりを推進します。

(2) 取組状況

① 自然公園の魅力アップ事業

県内自然公園等の利用者が安全・安心・快適に利用出来るように、簡易な施設の整備等を県から民間団体へ委託することにより地域資源の活用を図り、持続可能な地域づくりを図りました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-5347

令和3年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

3. 環境を活かした地域づくり

(3) 環境影響への配慮

① 大規模開発における環境影響の回避・低減（開発協議制度や環境影響評価制度の適切な運用）

(1) 事業目的

① 環境影響評価制度【環境政策課】

環境影響評価（環境アセスメント）※1は、環境に著しい影響を与えるおそれのある事業の実施前に環境への影響について調査、予測又は評価を行い、環境の保全について配慮するものです。

環境影響評価の推進は、開発事業等による環境への悪影響を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくために極めて重要です。

国においては、平成9年に「環境影響評価法」が公布され、平成11年から全面施行されました。施行後の状況の変化や施行を通じて明らかとなった課題等に対応するため、平成23年4月に法改正が行われ、平成25年4月1日に全面施行されました。

本県においては、平成9年に制定された「島根県環境基本条例」において環境影響評価の推進が定められたことを契機として、平成11年に「島根県環境影響評価条例」を制定し、法の対象規模未満で一定規模の事業等について環境影響評価を義務付けました。さらに、平成23年の環境影響評価法の改正を踏まえ、平成24年10月に、事業計画の立案段階から、事業の位置・規模等の決定に当たって環境の保全のために配慮すべき事項について検討する計画段階配慮書手続の導入等の条例改正を行いました。島根県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の手続きの流れについては、資料編：表1のとおりです。

② 開発協議制度【用地対策課】

面積1ha以上の開発を行う事業については、「島根県土地利用対策要綱」に基づく、事前の開発協議制度を設けています。これは、災害等の防止や自然環境の保全を図りながら、適正な開発を確保することを目的として、開発の実施に際して必要な手続きや留意すべき事項等を取りまとめ、開発事業者にお知らせするものです。

(2) 取組状況

① 環境影響評価制度【環境政策課】

本県において、令和2年度に環境影響評価を実施した事業は2件で、詳細については資料編：表2のとおりです。

② 開発協議制度【用地対策課】

令和2年度の件数は15件で、過去10年間の内訳は、資料編：表3のとおりです。

なお、国・地方公共団体・公社等が行う公共事業等については、「公共事業等に関する連絡調整要綱」に基く連絡調整事業は9件でした。

《用語解説》

※1 環境影響評価

道路、ダム事業など、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある行為について、事前に環境への影響を十分調査、予測、評価して、その結果を公表して地域住民等の関係者の意見を聞き、環境配慮を行う手続の総称。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課 用地対策課	0852-22-6379

令和3年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

3. 環境を活かした地域づくり

(3) 環境影響への配慮

② 島根県土地利用基本計画に基づく適切な土地利用の促進

(1) 事業目的

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、その利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の諸条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図っていくことが必要です。

県としては、「島根県国土利用計画」、「島根県土地利用基本計画」、「島根県土地利用対策要綱」などに基づいた規制や届出、協議等の制度を活用し、適切な土地利用の促進を図ります。

(2) 取組状況

① 島根県土地利用基本計画

島根県土地利用基本計画は、国土利用計画法※1に基づく土地取引及び開発行為の規制等を実施するための基本となる計画であり、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5つの地域区分並びに土地利用の調整等について定めています。

令和2年度は、このうち農業地域の面積が14ha縮小となりました。

② 土地取引等届出制度

国土利用計画法では、一定面積※2以上の土地売買等の契約を締結した場合、権利取得者は、知事に届け出なければならないこととなっています。(土地の所在する市町村経由)

知事は、届出があった場合において、土地の利用目的が土地利用基本計画その他の公表されている土地利用に関する計画に適合せず、適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認めるときは、土地の利用目的について必要な変更をすべきことを勧告することができます。

令和2年まで10年間の届出件数は資料編：表1のとおりで、勧告の実績はありません。

(3) 参考情報

※2 届出対象となる「一定面積」

- ① 市街化区域：2,000m²以上
- ② ①を除く都市計画区域：5,000m²以上
- ③ 都市計画区域以外：10,000m²以上

《用語解説》

※1 国土利用計画法

国土利用計画法は、国土利用計画の策定について定めるとともに、土地利用計画の策定、土地取引の規制に関する措

置、その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図るための法律です。

土地利用を調整するための措置として、土地利用基本計画、土地取引規制、遊休土地制度の3つの制度が規定されています。

このうち土地利用基本計画は、都道府県の区域を対象として、当該地域の土地利用に関する諸計画を総合的に調整する、土地利用に関するマスターplanです。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 用地対策課	0852-22-5896

令和3年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

3. 環境を活かした地域づくり

(3) 環境影響への配慮

③ 公害防止と苦情相談（公害防止協定・環境保全協定の締結、公害調停など）

(1) 事業目的

公害防止協定とは地方公共団体又は住民と企業の間に、公害防止を目的に締結される協定です。県内においても、地域住民の生活環境保全意識の高まりを背景として地方公共団体や漁業協同組合、自治会、住民団体と企業の間で多くの公害防止協定が締結されています。誘致企業についても、環境保全の立場から県や地元市町村と協定を締結しています。

これらの内容は、工場の立地条件、操業内容等によりそれぞれ特色のあるものとなっており、法令による一律の規制に上乗せした規制基準を定めるなど、きめ細かい対策がとられています。

また、公害防止に資するために、一定規模以上の工場に対しては公害防止の知識及び技術能力を有する者（公害防止管理者等）の選任が義務付けられており、民間における公害防止体制の整備が図られています。

(2) 取組状況

① 公害紛争・苦情処理体制

公害紛争処理のため、公害紛争処理法に基づいて公害等調整委員会が設置され、ここで全国的な紛争に係るあっせん、調停、仲裁及び裁定が行われています。

本県では、同法第18条の規定による公害審査委員候補者名簿の方式を採用し、公害等調整委員会の管轄に属さない紛争についての処理にあたっています。

制度創設から令和2年度末までに終結した事件は、15件です。

また、同法49条の規定により市町村等関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めています。

② 公害苦情の状況

ア 公害苦情件数

令和2年度に新規で受け付けた苦情は359件で、前年度と比較して41件増加しました。また、前年度から繰り越された苦情は8件でした。

イ 種類

典型7公害の苦情の合計は245件で、このうち大気汚染が138件と最も多く、次に水質汚濁、騒音の37件、悪臭の30件、振動の2件、土壌汚染の1件と続いています。

典型7公害以外の苦情の合計は114件で、このうち廃棄物投棄が107件でした。

ウ 処理

「直接処理」が326件、「他の機関への移送」が17件でした。また、翌年度に繰り越した苦情は6件でした。

③ 公害防止管理者等

令和3年度における公害防止管理者等の選任状況は、資料編：表1のとおりです。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379